

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【101】
2. 日時：令和4年2月25日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、宇田川安全審査官、服部（靖）

安全審査専門職、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与※

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他15名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長 他1名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（制御棒の耐震性についての計算書、ガスタービン発電機の耐震性についての計算書等）について、令和4年2月7日及び9日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【制御棒の耐震性についての計算書】

- 制御棒挿入性影響評価における荷重の設定について、制御棒駆動機構の挿入圧を水圧制御ユニットアキュムレータによるスクラムではなく、炉圧スクラムによる挿入力を設定した理由を説明すること。
- 基準地震動条件における燃料集合体の移動量評価において、「機器耐力その2報告書」及び「島根原子力発電所第2号機」の評価条件を比較しているが、制御棒挿入性に影響を与えると考えられる制御棒型式、チャンネルボックス板厚等の条件も比較して説明すること。

【動的機能維持の詳細評価について（新たな検討又は詳細検討が必要な設備の機能維持評価について）】

- J E A G 4 6 0 1 の評価方法が適用できる機種の種類から外れている設備の動的機能維持の評価に係る評価項目の検討は、技術基準規則解釈等の改正を踏まえて実施するとしているが、具体的に技術基準規則解釈等の改正のどの部分を踏まえたのか説明すること。
- ガスタービン（減速機）の歯元曲げ応力を支配するのは運転時に加わる機械荷重であり、地震により加わる荷重は十分小さく、減速機歯車は耐震性を有していることが確認されていると説明しているが、その根拠を説明すること。
- ガスタービン発電機の燃料制御ユニット及び燃料制御ユニットドライバ加振試験について、入力地震波等の試験条件の詳細を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし